

第 697 回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 30 年 7 月 9 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○青少年課長 本日、傍聴人は 7 人となっています。

それでは、傍聴人を案内します。

(傍聴人入室)

○青少年対策担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきたいと存じます。会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 ただいまから第 697 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。

次第と書かれております資料の 1 ページをご覧ください。前回の審議会以降の 6 月 11 日から 7 月 8 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 2 誌を指定図書類とすること、3 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。6 月 14 日にプレス発表、店舗等への通知を行い、不健全図書については 6 月 15 日に告示、優良映画については 6 月 18 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ、ファミリールール講座を 156 回開催いたしました。立入調査等の結果等につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、7 月 4 日に出版業界自主規制団体との打ち合わせ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、資料 2 ページから、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、4 ページには、過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。不健全図書については、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に事業者に対し勧告をする制度がございしますが、累回指定による勧告の対象者は今月もございません。

続いて、5 ページをご覧ください。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育

成協力員の環境浄化活動の6月分の状況でございます。

平成30年までに委嘱しております協力員は710名です。6月の活動者数は29名、調査店舗数は201店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類、不健全指定図書類、成人向けなどの成人マークつき図書類の表示図書類、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の類似図書類の3種類です。この3種類の図書類について協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。

まず、不健全図書として指定した図書類や表示図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。類似図書類については、1店舗で区分陳列が適切にされておりました。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は1店舗ありました。今月は、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の6ページには、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取扱不適切が4店舗、表示図書類の取扱不適切が1店舗ございました。類似図書類で問題がある店舗はございませんでした。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取扱不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査は実施いたしませんでした。

4番目の表、古物商への立入調査においては、問題がある店舗はございませんでした。問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届出をすることになります。①は、6月末現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は17カ所、設置台数は46台で、先月から3台増加いたしました。自動販売立入調査については4台調査を行ったところ、問題があるものはございませんでした。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 ご説明をありがとうございました。ご質問等、いかがでございますか。ただいまのご

説明についてご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様、お手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

まず、計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。調査・審議事項と記載されております資料の1ページをご覧ください。諮問第1107号でございます。

さらに、2ページにございます諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧をご覧ください。こちらに記載されました図書類は、平成30年5月30日から6月28日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手にとり閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計121誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

今回諮問する図書類は2誌でございます。1誌目は、図書名『ジュネットコミックス 341 ピアスシリーズ 526 西園寺先生の逝っちゃうセックスおファイル』、平成30年6月15日にジュネット株式会社より発行されております。過去1年間の指定実績はございません。

2誌目は、図書名が『GUSH mania COMICS 大きなモノとご主人様』、平成30年6月20日に株式会社海王社より発行されております。過去1年間の指定実績はございません。

2誌とも該当箇所につきましては、全編大部分でございます。該当指定基準は、施行規則第15条第1項第一号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害をするおそれがあるものでございます。購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、7月4日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページ、4ページに取りまとめてございますのでご覧ください。

まず、資料3ページの図書名1『ジュネットコミックス 341 ピアスシリーズ 526 西園寺先生の逝っちゃうセックスファイル』につきましては、「指定やむなし」の意見が9名で、その主な内容は、「男性器の形状をリアルに残したままの白抜きは、修整というよりは誇張、強調であり、意図的と思えるほど性的行為の描写を露骨なものにしており、卑わい感を高めている。指定該当」などでございます。

「指定非該当」は3名で、その主な内容は、「性交シーンにおいて男性器に白抜き加工が施されているものの、形状が分かる上に挿入描写もリアルで卑わい感が強い箇所が見受けられる。ただ、全編を通して、その絵柄やストーリー性から受ける印象としては、青少年の性的感情を著しく刺激するほどではない。指定非該当」などでございます。なお、保留の方が1名おられました。

続きまして、2誌目でございます。

資料4ページ目の図書名2『GUSH mania COMICS 大きなモノとご主人様』につきましては、「指定やむなし」の意見が8名で、その主な内容は、「性器の修整が甘く形状がほぼはっきりと分かる。体液描写も露骨。暴力性や人格を否定する部分は認められないが、性の描写の仕方にもう少し工夫が必要と感じる。指定やむなし」などでございます。

「指定非該当」は4名で、その内容は、「修整が甘い箇所があるが、結合部などは白抜きにしており、一定の配慮が見られる。全体的にコミカルに描かれており、性交シーンもそれほど多い印象はなく卑わいには感じない。また、人格を否定するような表現も見受けられなかった。指定非該当」でございます。なお、関連会社であるため、意見表明なしの方が1名いらっしゃいました。

不健全図書類指定の諮問については、以上でございます。

○会長 ご説明をありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご質問がございましたらお願いいたします。

特によろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、調査に入っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(図書審査)

○会長 それでは、そろそろよろしゅうございますでしょうか。

図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。それで

は、まずD委員、お願いいたします。

○D委員 1誌目の『西園寺先生の逝っちゃうセックス♂ファイル』の方ですけれども、意見聴取の指定非該当の意見には「性交シーンがそれほど多いわけではなく」と書いてありましたが、全編にわたって性行為があると思います。ストーリー性がなく性行為シーンが全てで、指定やむなしと思います。

2誌目の『大きなモノとご主人様』なんですけれども、すごくリアルに男性器が書かれていますし、性器とか肛門とかの修整が甘いし、もう全体的に卑わいであると思います。

意見聴取には「ストーリー性は感じられるけれども」と書いてありますけど、ストーリー性もないと感じました。指定でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。

F委員、いかがでしょうか。

○F委員 私も2誌とも指定でお願いしたいと思います。

1誌目のほうは、白抜きが逆に強調されている、ということは私も賛成でして、2誌目の方は、ストーリー性は読み取ればあるかもしれないんですけれども、余りにもその修整がされていないということが目にとまりましたので、2誌とも指定でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございました。

K委員、いかがでしょうか。

○K委員 私も両方とも指定でいいと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、副島委員、お願いいたします。

○副島委員 1誌目でございますが、修整がされておらず、性器の形がはっきりわかってしまい、これは卑わい感も高いと思ったので、指定でお願いいたします。

2誌目についても同じような感じですが、修整もないですし、ストーリー性も私には感じられなかったもので、本当に性行為の場面だけが続くストーリー構成だと思いましたので、指定でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 1誌目は、性行為の描写が多い、また性器の修整はあるものの、形状がわかる程度となっていると感じます。擬音、体液描写も多いということで指定が適切と考えます。

2誌目も、こちらも修整が甘く、卑わい感が強いということで、こちらも指定が適當といふふうにかえます。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。

それでは、I委員、お願いいたします。

○I委員 2誌とも指定該当だと思います。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。

H委員、お願いいたします。

○H委員 私も指定該当です。1誌目は、今までと消し方に違いがあるのかな、考えているのかなと、思ったんですけども、消しが甘いということは2誌とも、いえることなので、指定該当でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございました。

G委員、いかがでしょうか。

○G委員 両方とも該当やむなしということでお願いしたいと思います。

1誌目は、高校を舞台にしているというところも、ちょっと問題かななんて思います。両誌とも指定でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございました。

J委員、いかがでしょうか。

○J委員 2誌とも区分陳列すべき図書だと考えます。

○会長 はい、ありがとうございます。

中崎委員、いかがでしょうか。

○中崎委員 2誌とも指定でお願いします。

○会長 はい。

A委員、いかがでしょうか。

○A委員 私も2誌とも指定該当でよろしいと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。

E委員、いかがでしょうか。

○E委員 はい、僕も2誌とも全編大部分というところで、指定該当でお願いしたいです。

○会長 はい、ありがとうございました。

B 委員、いかがでしょうか。

○B 委員 2 誌とも指定で理由は、皆様の意見と同じです。

○会長 はい、ありがとうございました。

森山委員、いかがでしょうか。

○森山委員 2 誌とも修整がやはり甘いと思いますので、区分陳列を指定していただきたいというふうに思います。

○会長 はい、ありがとうございました。

C 委員、いかがでしょうか。

○C 委員 両誌とも B L なんですからけれども、性器の描き方なんかでもそうですけども、白抜きにすればいいというものじゃなくて、男性器の体毛まで含めていろいろ細かく描かれている。ストーリー性は少しあるんですけども、やはり描かれている舞台や、それから、表現の仕方全部含めて、両誌とも区分陳列はやむを得ないだろうと思います。

○会長 ありがとうございます。

では、会長代理はいかがでしょうか。

○会長代理 2 誌とも区分された場所で売っていただきたいと思います。

○会長 はい、わかりました。

私も、2 誌とも青少年の性的感情を著しく刺激するものに当たると思います。修整の仕方も白抜きをすればいいということではないので、区分陳列して販売していただきたいというふうに思います。

委員の方全員、この 2 誌につきましては、指定やむなしというご意見でございました。そのように答申させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 はい、ありがとうございました。

それでは、次の優良映画の推奨についてご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、続きまして、優良映画の推奨についてご説明いたします。

まず、資料 11 ページに、優良映画等に関する推奨に関する条例等を記載しております。それぞれの映画が条例施行規則第一号から第六号のいずれかに該当するものであると推奨することとなります。

では、諮問の内容についてご紹介いたします。資料の 12 ページをお開きください。諮問第 1106 号でございます。

本日は、『パパはわるものチャンピオン』の 1 作品を諮問いたします。制作者名は、「パパはわるものチャンピオン」製作委員会。公開時期は、平成 30 年 9 月 21 日から TOHO シネマズ新宿ほかでの公開を予定しております。14 ページには、対象区分として小学生以上。

推奨にふさわしい理由につきましては、記載のとおりでございます。

また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第三号、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであること及び第五号、青少年の思考力、批判力または観察力を養うものという申請内容でございます。

事務局といたしましては、11 ページの条例施行規則第二条の推奨基準に照らしまして、13 ページ下段のとおり、第三号及び第五号に該当といたしました。

以上でございます。

○会長 ご説明をありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

ご質問等、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、映画をご覧になった委員から、順次ご意見をお伺いいたしてまいりたいと思います。条例施行規則に基づく青少年に優良な映画としての推奨に賛成か反対かということ、まず、お聞かせいただきたいと思います。

D 委員からお願いをいたします。

○D 委員 映画としてはとても感動的でした。プロレスという職業についての父親の仕事は、悪役のパパだった、ということ、最初は受け入れられなかったけれども、家族のために名誉を取り戻したいと立ち上がる父親の姿を通じて、青少年の思考力を養うものというところから心の変化がとても読み取れまして、本当に号泣してしまいました。対象区分とし椅子やドラム缶のシーンなどの反則行為を、激しく繰り返す場面が多かったように見受けられましたので、ちょっといろいろ悩んだのですけれども、小学生には影響があるのかな、と思いました。

すごく悩んでいるので、まず保留にさせていただきます。

○会長 なるほど。推奨映画にするということは反対ではないと。ただ、プロレスの悪役の役

割とかについて、小学生が正しく理解できるだろうかということに対して懸念をもたれたということですね。

○D委員 プロレスを見てすごくわくわくした思いもあるんですけども、やはり、悪影響みたいな形もちょっとあるのかなという気がいたしました。

○会長 ということで、対象年齢についてはご意見を保留されるということです。またご意見があったらお願いをしたいと思います。

F委員はいかがでしょうか。

○F委員 推奨に賛成です。私も非常に今のD委員のご意見に共感するところがあります。特に小学校低学年だったり幼稚園生って、すごくまねをしたりとか、ちょっと見よう見まねでやってみようと思うことも多々あると思いますので、低学年からの対象とされているんですけども、もしかしたら少し早いのかなという気もいたします。

映画自体は、すごくストーリーも大人が見た感じではすばらしかったと思うんですけども、少し丁寧にそこは考えていってもいいのかなと思いました。

○会長 対象年齢について、小学校の低学年では正しく理解できないで、まねをしてしまったりという弊害が懸念されるということでございますね。では、高学年以上ぐらいからというところでしょうかね、ご議論をしていきたいと思います。

K委員はいかがでしょうか。

○K委員 私も推奨でいいと思います。主人公の子供も小学生低学年で、主人公の子供の心という部分も非常に今回のテーマだと思いますし、同年齢ということもあるので、この事務局で判断されている小学生低学年以上の区分で私はいいと思います。

○会長 ありがとうございます。

副島委員はいかがでしょうか。

○副島委員 私も推奨に賛成でございます。対象年齢も小学校低学年で、この事務局の案でいいと思います。

ヒール役の子供さんがすごく悩んで悩んで、その姿を通して考えさせるというところもありますし、お母さん役のサポートというのも非常に暖かいものがあったので、低学年から親と一緒に考えながら見ていただきたいと思います。

○会長 はい、わかりました。

鈴木委員はいかがでしょうか。

○鈴木委員 私も推奨でよろしいかと思えます。また、対象年齢についても小学生低学年以上ということで事務局案で賛成でございます。

まねをするなどの心配があると、まあ、それもあるんでしょうけども、想定としては、多分、小学校の低学年、また、中学年のお子さんであれば、親御さんなりと一緒にいくケースになるのかなと思えます。そこでいわゆる親からの説明などもあることを期待することを考えれば、特段、低学年、中学年だから難しいだろうというふうには、私は考えません。なので、事務局案で私はよろしいのではないかというふうに考えました。

以上です。

○会長 はい、わかりました。ありがとうございました。

I委員はいかがでしょうか。

○I委員 推奨に賛成です。親の職業を子供に言えないつらさは切ないですね。自分としては誇りを持ってプロレスラーとなっても、悪役とは子供には隠しておきたいのが親心ですね。

この作品全体を通していえることですが、温かい雰囲気が伝わる映画でした。小学生低学年から楽しめる映画と思います。推奨に賛成です。

○会長 はい、わかりました。

H委員はいかがでしょうか。

○H委員 私も推奨には賛成です。パンフレットに主人公の男の子が、家族っていいなって思うと書いてあって、本当にいいなと思えます。ただ、私がプロレスを見て刺激が強過ぎて夜眠れなかった覚えが自分でもあるんです。反則シーンの描き方も余りにも刺激が強いから、やっぱり高学年からかなと私は思います。

○会長 はい、わかりました。難しいですね。

G委員はいかがでしょうか。

○G委員 はい、私も推奨でいいと思えます。この主人公が小学校3年生の設定になっているので、中学年ぐらいからでもいいのかなと思いついておりました。

プロレスは、どっちかというとな新日本プロレスみたいな感じになっていますよね、中身はね。昔は武器を使ったりね、やらなかったのが、ちょっと危険な要素がたくさんあり、その辺はちょっと心配なところもありますけれども。

○会長 G委員は小学生の低学年でいい、ということですか。

○G委員 3年生からがいいと思います。

○会長 1年生、2年生にはわかるかなというご懸念でしょうか。

○G委員 はい。

○会長 はい、わかりました。

J委員はいかがでしょうか。

○J委員 推奨に賛成いたします。対象年齢は、小学校低学年からというふうに私は思います。

今、何人かの方から、反則行為のまねをするのではないかというおそれを懸念された方がいらっしゃいますが、私はその反則行為のことよりも、例えば、親の職業に関するいじめとか、あるいは、机に落書きがしてあるところが気になりました。ただ、現実には机に落書きがしてあって、放ったらかしにしておくことは私はないだろうと思うんですけども、ただ、懸念はあるかなというふうに思います。しかし、それを懸念があったとしても、それを補って余りあるほどの教育効果がある映画だと思いますので、私は小学校低学年からの推奨でよろしいと存じます。

ちなみに、ここからは事務局への質問であります。小学校低学年か高学年とありますが、高学年だけとなったとしても、学校には連絡が行ってポスターが貼られることになるから、実態的には変わらないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○青少年課長 おっしゃるとおりでございます。

○会長 小学校にポスターが貼られるので、学校への告知という点では、変わらないということですね。わかりました。ありがとうございます。

中崎委員、いかがでしょうか。

○中崎委員 私も推奨でいいと思います。対象も諮問どおり小学生以上でいいかと思えます。

今どきの小学生は、プロレスがショーであることを薄々理解しているんだろうと思うので、反則行為をまねすることについてまで心配しなくていいのかなという気はします。もし心配なら親が一言注意してあげればいいのかなと思うので、小学生低学年以上でいいと思います。

○会長 はい、わかりました。

A委員、いかがでしょうか。

○A委員 私も推奨に賛成です。この映画は親子のきずなや、小学生たちの悩みや、親の職業に対する誇り、プロレスの悪役であろうが、職業に対する誇りというようなものがうまく描かれてました。そして、父母の子供に対する愛情もよく描かれていたと思います。プロレス

が舞台ですが、笑いもあり、楽しく描かれており、プロレスラーたちが思いのほか頑張って演技をしていました。私はこれを見て、子供たちに対する心配は感じなかったもので、全年齢対象でよろしいんじゃないかなと思っています。

○会長 なるほど。では、低学年からで、事務局案どおりでいいということですね。

はい、わかりました。

E 委員、いかがでしょうか。

○E 委員 自分もゴールデンタイムに、プロレスが全盛の時代の子供ですので、推奨理由、推奨の対象年齢も事務局案どおりで推奨したい映画と思います。

今の本気の格闘より、プロレス時代はけんかも穏やかでした。加減というのを知ってましたよね。だから、いい悪いというのは、それは時代なのかもしれないんですけども、僕たち、プロレスのまねっこして大げがということはなかったですよ。やっぱり、ギブアップというルールが本当に平等にありましたし。なので、そこはあんまり心配してません。

○会長 はい、わかりました。ありがとうございました。

B 委員、いかがでしょうか。

○B 委員 推奨をお願いします。まねという話でいうと、子供などは戦隊物とかヒーロー物を見てるので、そういうのも見るなという話になっちゃうと思うんですね。もっとひきょうな悪役も出てくるし。子供はわかっていると思います。さっき J 委員からあったように、それを補って余りあるもの、特に私は勝ち負けじゃないという部分だったりだとか、あとは、その悪役という表に見えているものじゃないところに価値があるんだとかですね、そういったところですごく学ぶべきものが多い作品だと思いますので、年齢も事務局案どおりで推奨という形でお願いします。

○会長 はい、わかりました。

森山委員、いかがでしょうか。

○森山委員 推奨で、低学年からでお願いします。

○会長 はい、わかりました。

C 委員、いかがでしょうか。

○C 委員 私も小学校のときから悪さばかりして育ったのでね、男の子というのは、むちゃして育って学ぶものなんですよ。このプロレスというのは、筋書きがあるものだということが、ある程度飲み込めていれば、栄光のトップレスラーから悪役に落ちたお父さんの「思い」

を、この子供が受けとめて、それが生き方の中で、何ものか受け取れるものがあればいいんじゃないかと思いますね。私はもう小学生低学年から高校生まで対象はこのままでいいと思います。推奨には賛成です。

○会長 はい、わかりました。ありがとうございました。

会長代理、いかがでしょうか。

○会長代理 もとものの原作が、小学生からお父さん、お母さんまですごい人気の絵本が原作になっているので、ストーリー的には小さな子供からでも、もちろんいい映画だったと思います。対象は、僕はむしろ低学年から見ていただきたい。学校に入って、よその家庭と自分を比べ始めると、よその家庭の親の職業と自分の親の職業というのがどうも気になって、変な優越感を抱いたり、劣等感を抱いたり、そこからいじめが始まったというのは、まあ、ありそうな話だし、僕らのころもあったよなど。だから、この映画をリアルタイムで低学年の子供が、お母さんやお父さんと見るというのはとても有益だと思います。

僕らの時代でいえば、巨人の星の星飛雄馬は、父ちゃんの職業は日本一の日雇い人夫だと言いつつ名シーンがあって、随分救われた子もいるだろうし、いろいろ考えさせられた子もいると思うんですけども、かなりやっぱり教育的に効果というのは、世代もいい、そういう面でも、そういう低学年のお子さんがお父さん、お母さんと見るんだったらいいと思います。

内容的にもとてもおもしろくて、悪役が主人公でちょっと格好いいということで、世の中、正義と悪者が決まっているというか、そういうものでもないというようなことも、ちょっと考えさせるかもしれませんし、あとは、なかなかほほ笑ましい家庭で、結婚して家庭をもつというのは、大変そうだけど楽しそうだなというのを、小さいうちからも感じてくれるというのも、これから大事かなと思いますので、ぜひとも低学年からの推薦でいいと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。

私も推奨に賛成でございます。私もD委員やH委員と同じで、悪役のこういう行為が真似されてしまう心配はないだろうかという懸念をもっておりました。ただ、審議会でのご議論をずっと聞いてまいりまして、この主人公の友達関係、小学校3年生の子供同士のやりとりも、映画の大きなテーマになっておりますので、私自身は対象年齢は小学生の低学年からということでよいのではないかと思うようになりました。

いかがでしょうか、今のところ小学校の低学年からというご意見が多いように思いますの

で、小学生低学年からを対象年齢とするという答申になりそうでございますが、G委員いかがでしょうか。

○G委員 低学年で大丈夫です。

○会長 大丈夫ですか。

○D委員 まあ、あの映画の中で、ぼんと血が出たりなんかする場面がなかったから、少しちょっと救われるという感じは主張します。

○会長 それでは、いろいろなご議論ございましたが、まず全員一致でこの映画を優良映画として推奨するということになりました。そして、対象年齢につきましても、低学年からという事務局案どおりで大方の方が賛成されましたので、そのように答申をさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 はい、ありがとうございます。

それでは、その他の説明について、お願いをいたします

○青少年課長 それでは、その他の報告でございます。

まず、都民からの申し出でございますが、6月につきましては、都民からの申し出はございませんでした。

そして、次に、次回審議会に諮問予定の映画が2本ございます。本日、机上に試写の案内を配付しております。また、申請内容の一部を抜粋したものを添付させていただくこととしました。あわせてご確認ください。

まず作品名は、『日日是好日』でございます。

1回目の試写会が、7月25日午後3時30分から。試写会場は、六本木6-1-24、ラピロス六本木3階にありますアスミック・エース試写室でございます。

2回目の試写会が、7月27日午前10時から。試写会場は、中央区京橋1-6-13、アサコ京橋ビル地下1階にある京橋テアトル試写室でございます。1回目と2回目で試写会場が異なりますので、ご注意ください。

続きまして、作品名は、『泣き虫しょったんの奇跡』でございます。

1回目の試写会が、7月19日午後3時30分から、2回目の試写会が、7月31日午後0時30分からでございます。試写会場は、中央区築地4-1-1、東劇ビル3階にあります松竹試写室でございます。

なお、いずれも都合がつかない場合は、DVDでの視聴も可能でございます。両作品とも映画会社より十分な枚数のDVDを借りておりますので、本日お持ち帰りいただける方は、お帰りの際に担当者へお申しつけください。

○会長 はい、ご説明ありがとうございました。

ご質問等、いかがでございますか。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、事務局からの説明は終わりましたので、これで調査・審議事項を終了ということではよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室されますので、図書名がわかる資料はしまってくださいよう、お願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『パパはわるものチャンピオン』につきまして諮問を行いまして、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書の告示予定日は、平成30年7月13日金曜日、推奨映画の公告予定日は、平成30年7月18日水曜日、プレス発表は、不健全図書類の告示日前日の平成30年7月12日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は、8月6日月曜日の15時30分からとなります。通常より1週間早い開催となっております。よろしくをお願いいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。ご質問等、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後 4 時 42 分閉会